

## ⑩ 放課後児童クラブ冬休み一時入所を受け付けます

各小学校の児童クラブでは、12月25日（水）から令和2年1月7日（火）の冬休み期間中、家庭で保育できない児童をお預かりします。

※日曜・祝日および年末年始期間12月29日（日）～1月3日（金）は除く。

**入所基準** 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別の理由

**申込方法** 申込書および保育できない証明書等（保護者数分）に必要事項を記載のうえ、窓口で直接お申し込みください（FAX、郵送は不可）。必要書類は子ども福祉課、各支所福祉課に用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。（サイト内検索に「放課後児童クラブ」と入力）

※定員の空き状況および申し込み状況により選考を行い、結果を通知します。

**申込期限** 12月4日（水）

**【受け入れ可能児童クラブ】** 稲田小、みなみ学園、岩間第一小、岩間第二小、岩間第三小

※上記以外の児童クラブは、受け入れ不可ですので次の民間児童クラブをご利用ください。

**【民間児童クラブ】** がくどうかさま（笠間）Tel 0296-78-4121 民間学童すまいる（鯉淵）Tel 0296-77-6608  
アフタースクールケアキズナバ（鯉淵）Tel 0296-85-6631

申 子ども福祉課 各支所福祉課

問 子ども福祉課（内線 165）

## ⑪ 放課後児童クラブ運営事業者を公募します

受託を希望する法人は、次のとおり申請書に必要な書類を添付のうえ申請をお願いします。

**委託期間** 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

**委託場所** ①友部小児童クラブ  
②岩間一小児童クラブ

**委託限度額** ①友部小児童クラブ：3年間 115,800,000円/1年間 38,600,000円  
②岩間一小児童クラブ：3年間 56,700,000円/1年間 18,900,000円

※本事業における消費税および地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条および別表第1第7号により、非課税として取り扱います。

**対象** 市内に事務所（事業所）を有する学校法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）

※NPO法人については、子どもの健全育成を図る活動をする団体に限るものとします。

**申込方法** 申請書一式を直接窓口へ持参、または郵送で提出してください。

※申請書については、市ホームページからダウンロードまたは窓口で配布します。

**申込期限** 12月5日（木）午後5時15分必着

申・問 子ども福祉課（内線 165） 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

